

○国土交通省令第十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の三第三号の規定に基づき、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「、株主資本等変動計算書及び注記表」を「及び財務に関する事項を記載した一覧表」に改める。

第十四条第二項中「書類」を「財務に関する事項を記載した一覧表」に改める。

別表第十三を次のように改める。

## 財務事項一覧表

令和 年 月 日現在

（単位：千円）

貸借対照表	I 資産 合計	
	流動資産 合計	
	固定資産 合計	
	繰延資産 合計	
	II 負債 合計	
	流動負債 合計	
	固定負債 合計	
	III 純資産 合計	
	株主資本 合計	
	資本金	
評価・換算差額等 合計		
新株予約権 合計		
損益計算書	I 売上高 合計	
	完成測量高	
	II 売上原価 合計	
	完成測量原価	
	売上総利益（売上総損失）	
	III 販売費及び一般管理費 合計	
	営業利益（営業損失）	
	IV 営業外収益 合計	
	V 営業外費用 合計	
	経常利益（経常損失）	
	VI 特別利益 合計	
	VII 特別損失 合計	
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
	法人税等 合計	
	当期純利益（当期純損失）	
消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法		

## 記載要領

- 財務事項一覧表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産及び損益の状態を判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
- 持分会社である場合においては、「株主資本 合計」とあるのは「社員資本 合計」として記載すること。
- 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法は、税抜方式及び税込方式のうち財務事項一覧表の作成に当たって採用したものを記載すること。

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

完成測量原価報告書

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(会社名)

千円

I	人件費		
	給料手当	×××	
	退職金	×××	
	法定福利費	×××	
	通勤費	×××	
	雑給	<u>×××</u>	
	人件費計		××××
II	外注費		
	測量外注費	×××	
	外注加工費	<u>×××</u>	
	外注費計		××××
III	材料費		××××
IV	経費		
	福利厚生費	×××	
	旅費交通費	×××	
	機械等経費	×××	
	車両費	×××	
	通信運搬費	×××	
	消耗品費	×××	
	備品費	×××	
	図書費	×××	
	地代家賃	×××	
	水道光熱費	×××	
	修繕維持費	×××	
	保険料	×××	
	賃借料	×××	
	交際費	×××	
	会議費	×××	
	租税公課	×××	
	運航関係費	×××	
	補償費	×××	
	減価償却費	×××	
	雑費	<u>×××</u>	
	経費計		<u>××××</u>

完成測量原価

××××

記載要領

- 1 「雑費」に属する費用で経費の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもって記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、なお従前の例によることができる。